

普通厚生共済  
チョコ  
こども共済  
18歳満期

# 未来

こども共済

+ 医療共済 

お子様年齢(被共済者) 0歳~12歳  
契約者年齢 18歳~60歳

# 希望

一時払こども共済

+ 医療共済 

お子様年齢(被共済者) 0歳~12歳  
契約者年齢 制限なし

2020年4月改訂



こども共済



お子さまの  
万一と  
病気・ケガに  
備える。



教育資金を  
蓄える。



お子さまの  
通院に備える。



海難・交通事故を  
上乗せ保障。



ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

組合名

この共済は、次の保障を希望される方におすすめする共済です。

お子様の学資資金や、  
万一の保障を確保したい。

こども共済※1

病気やケガによる入院・手術の  
医療保障をつけたい。

医療共済※2

※1 「こども共済」には、「一時払こども共済」を含みます。

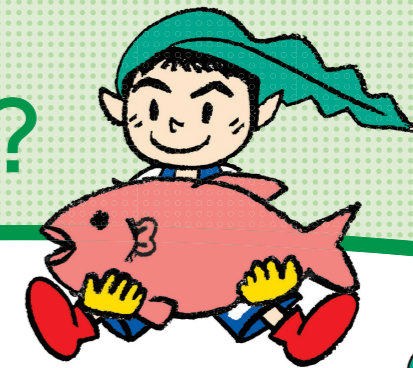
※2 このパンフレット内において、医療共済を付加していないプランのご紹介が一部あります。  
保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済 <http://www.kyosuiren.or.jp/>

A109712(2020.03.DN 40.000)

## JF共済

# 備えの必要性について、考えてみませんか？



## お子さまにかかる**教育費**って？

お子さまの将来のために**多くの教育資金が必要**となります。たとえばお子さまが幼稚園～高校まで公立だった場合でも、高校卒業までには**合計で約541万円**かかります。



学校種別の卒業までにかかる**学習費総額**※

	幼稚園	小学校	中学校	高校	合計
公立	約65万円	約193万円	約146万円	約137万円	約541万円
私立	約158万円	約959万円	約422万円	約290万円	約1,830万円

※「学習費総額」とは、学校教育費(授業料、学用品、クラブ活動費など)、給食費および学校外活動費(塾、習い事など)の総額をいいます。

[平成30年度 子供の学習費調査](文部科学省)をもとに作成

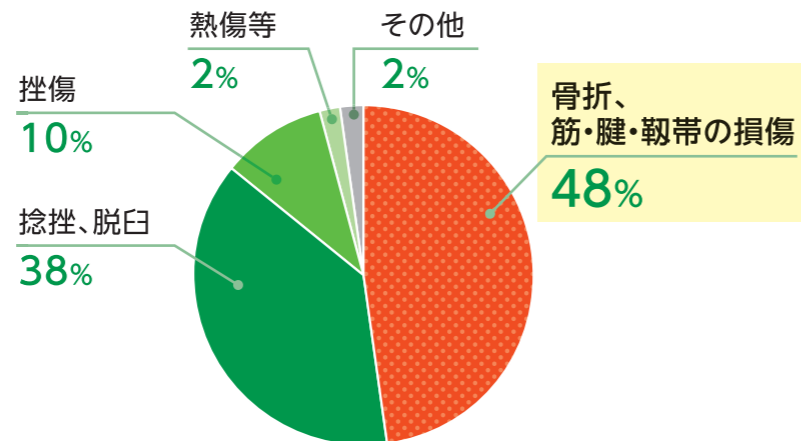
### 心配事

教育資金を確実に準備できるだろうか…？

## 通院の約半数は**骨折や靭帯等の損傷**によるものです。

ケガによる通院のうち、**約48%が骨折、筋・腱・靭帯の損傷**によるものです。成長とともに行動範囲が広がるお子さまには、同時にケガのリスクも広がります。

通院患者におけるケガの種類別患者数割合



[平成29年患者調査](厚生労働省)をもとに作成

### 心配事

まさかの骨折や通院に備えたい…。

その**心配事**に、JF共済がお応えします！

## お子さまの**保障と教育資金**を。 選べる**2タイプ**の共済。

コツコツ積み立てて準備する「未来」と、はじめに共済掛金を一括で払い込む「希望」。  
小学校・中学校・高校入学時に進学祝金を、18歳時に満期共済金を受け取れます。  
払込方法だけでなく保障内容も異なる2タイプの共済を、ニーズに合わせてお選びいただけます。

進学祝金

進学祝金

進学祝金

満期共済金

小学校入学  
6歳

中学校入学  
12歳

高校入学  
15歳

満期  
18歳

# 未来

こども共済

+ 医療共済



お子様年齢(被共済者) 0歳～12歳  
契約者年齢 18歳～60歳

## お子さまの**保障と教育資金準備**。

さらにご契約者が死亡・高度障害のとき…

- ・以後の共済掛金の払込みが免除されます。
- ・将来の進学祝金・満期共済金が倍額となります。
- ・こども共済の共済金額の10%が支払われます。

# 希望

一時払こども共済

+ 医療共済



お子様年齢(被共済者) 0歳～12歳  
契約者年齢 制限なし

## お孫さまへの**教育資金援助**にも最適。

契約者年齢に制限がないので、お孫さまを想う祖父母の方にはぴったり。一度に払い込んだ掛金よりも多くの共済金を総額でお受け取りいただくことも可能です。

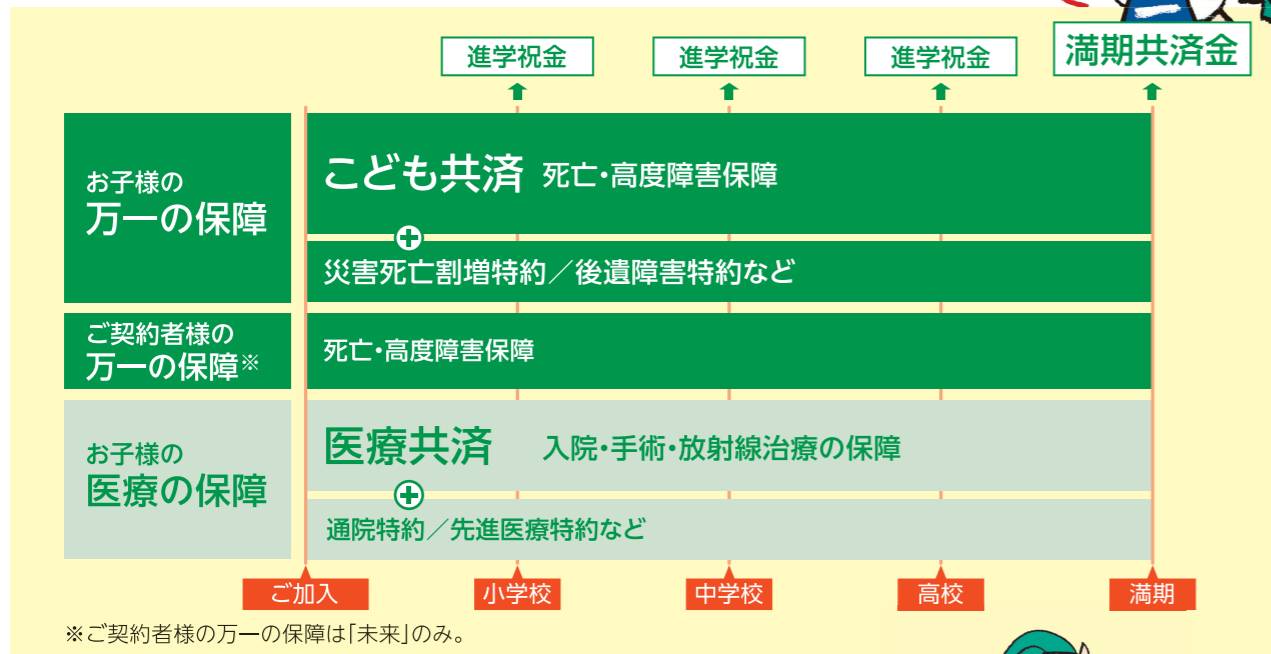
# 未来

こども共済  
+ 医療共済

# 希望

一時払こども共済  
+ 医療共済

## 共済のしくみ



万の保障

### 共済期間中のお子さまの万一を保障。将来の教育資金も確保できます。

お子さまが病気やケガで万一の場合に**死亡共済金・高度障害共済金**をお支払いします。所定の高度障害となった後も、**生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払い**します。また、小学校・中学校・高校入学時に**進学祝金**を、18歳時に**満期共済金**を受け取れます。



### 災害事故を手厚く保障。災害死亡割増特約

不慮の事故による万一の場合、死亡共済金・高度障害共済金に**共済金を上乗せ**します。海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。



海難事故で万一の場合

海難特別給付金  
災害死亡割増特約共済金額の**30%上乗せ**



交通事故で万一の場合

交通事故割増給付金  
災害死亡割増特約共済金額の**30%上乗せ**

ご存じですか？

2018年は1年間で **漁船の海難事故 約540件** **交通事故 約43万件** 発生しています。

「平成30年海難の現状と対策」(海上保安庁)、「平成30年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとに作成

### 後遺障害を手厚くサポート。後遺障害特約

大きなケガから小さなケガまで体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1～12級まで、**153項目にわたり幅広く保障**します。

医療保障はご要望に応じて、各種特約をお選びいただけます。

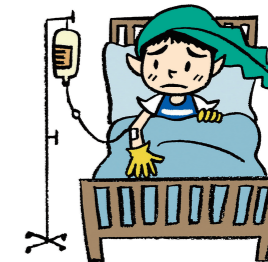
医療共済	通院特約	先進医療特約
あり 60日 200日	あり	あり
なし	なし	なし

※医療共済の1回の入院支払限度日数は特約の付加により変更することができます。  
※先進医療特約は病気やケガを保障する場合の医療共済に付加できます。

医療の保障

### お子さまの病気やケガでの入院をしっかり保障。医療共済

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。しかも、入院が5日未満(日帰りを含む)であっても、5日分の共済金をお支払いします。



### がん治療を応援。入院日数無制限で保障します。医療共済

がんによる入院の場合は、**日数無制限**※で保障します。  
※がん以外の病気・ケガによる1回の入院は200日(60日も選べます)まで。

### 幅広い手術・放射線治療を保障。医療共済

公的医療保険制度の対象となる**手術・放射線治療**※について、下図のとおりお支払いします。  
※「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。

手術保障		放射線治療	
公的医療保険制度の対象となる手術		公的医療保険制度の対象となる治療	
入院中の手術	入院日額の <b>20倍</b>	入院中の開頭・開胸術	入院日額の <b>40倍</b>
外来の手術	入院日額の <b>5倍</b>	総放射線量にかかわらず	<b>60日に1回</b> の支払い

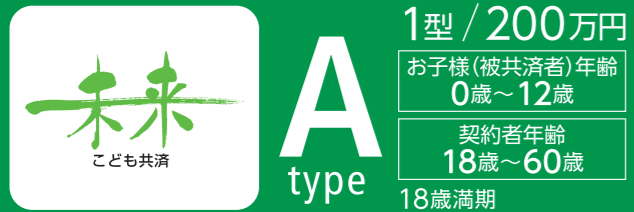
### お子さまのケガや病気の通院保障。ギプスでも保障。通院特約

ケガで5日以上通院した場合、**通院日数**分の共済金をお支払いします。病気やケガで入院した場合は、**退院後の通院日数**分をお支払いします。  
※ケガによる骨折や筋・腱・靭帯損傷での所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。  
※がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を通算日数無制限で保障。



### 通算2,000万円までの先進医療保障。先進医療特約

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を**通算2,000万円まで**保障。  
「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。



※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

1型 / 200万円

お子様(被共済者)年齢  
0歳~12歳

契約者年齢  
18歳~60歳

18歳満期

主な保障	万一のとき	入院したとき	その他
病気	200万円	病気	通院
災害	400万円	ケガ	先進医療
海難・交通事故	60万円上乗せ	1日 5,000円	1日 2,500円
		1日 5,000円	通算 2,000万円



18歳満期  
保障内容

子ども共済	200万円	医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
災害死亡割増特約	有 200万円	通院特約(通院日額)	有 2,500円
後遺障害特約	有 200万円	先進医療特約	有

ご加入例 18歳満期(年払/月払)

男の子 (単位:円)

加入年齢	契約者(親)年齢									
	18~29歳		30~35歳		36~38歳		39~41歳		60歳	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
0	139,660	12,296	142,000	12,496	143,880	12,656	145,700	12,816	189,440	16,656
1	146,160	12,856	148,440	13,056	150,200	13,216	151,900	13,376	193,340	16,996
2	153,640	13,516	155,860	13,716	157,540	13,856	159,140	13,996	198,340	17,436
3	162,180	14,276	164,320	14,456	165,920	14,596	167,420	14,736	204,460	17,976
4	170,710	15,016	172,930	15,216	174,570	15,356	176,050	15,496	213,350	18,756
5	181,905	15,996	184,045	16,196	185,625	16,336	187,025	16,456	222,305	19,556
6	195,005	17,156	197,065	17,336	198,605	17,476	199,925	17,596	233,245	20,516
7	210,525	18,516	212,485	18,696	214,005	18,816	215,245	18,936	246,685	21,696
8	229,185	20,156	231,025	20,316	232,545	20,456	233,725	20,556	263,305	23,136
9	252,005	22,156	253,725	22,296	255,225	22,436	256,345	22,536	284,125	24,976
10	279,485	24,556	281,165	24,716	282,705	24,856	283,845	24,956	311,365	27,356
11	316,065	27,776	317,585	27,916	319,125	28,036	320,245	28,136	346,005	30,396
12	364,865	32,056	366,205	32,176	367,725	32,296	368,825	32,396	392,825	34,516

女の子 (単位:円)

加入年齢	契約者(親)年齢									
	18~29歳		30~35歳		36~38歳		39~41歳		60歳	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
0	139,095	12,276	141,455	12,476	143,315	12,636	145,135	12,796	188,875	16,636
1	145,595	12,836	147,875	13,036	149,655	13,196	151,355	13,356	192,755	16,976
2	153,095	13,496	155,295	13,696	156,975	13,836	158,575	13,976	197,755	17,416
3	161,615	14,256	163,755	14,436	165,355	14,576	166,875	14,716	203,895	17,956
4	170,215	14,996	172,415	15,196	174,055	15,336	175,555	15,476	212,835	18,736
5	181,415	15,976	183,555	16,176	185,135	16,316	186,535	16,436	221,815	19,536
6	194,515	17,136	196,575	17,316	198,115	17,456	199,435	17,556	232,755	20,496
7	210,035	18,496	211,995	18,676	213,515	18,796	214,755	18,916	246,175	21,656
8	228,675	20,136	230,515	20,296	232,035	20,416	233,215	20,536	262,795	23,116
9	251,495	22,136	253,195	22,276	254,715	22,416	255,835	22,516	283,615	24,956
10	278,975	24,536	280,655	24,696	282,215	24,836	283,355	24,936	310,855	27,336
11	315,555	27,756	317,055	27,876	318,615	28,016	319,735	28,116	345,495	30,376
12	364,335	32,036	365,675	32,156	367,195	32,276	368,295	32,376	392,295	34,476

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

お子様の保障

ご契約者様の保障

お子様の保障

万一の保障

後遺障害

万一の保障

医療の保障

充実した医療の保障

病気	万一のとき	200万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	200万円 (20万円×最高5回 *1)
	万一のとき	400万円
	高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	400万円 (40万円×最高5回 *1)
	海難事故で万一のとき *2	60万円上乗せ
	交通事故で万一のとき	60万円上乗せ
災害	後遺障害のとき *3	(1級) 200万円 ~ (12級) 4万円



病気・災害	万一のとき	20万円
	高度障害となったとき	20万円

以後の進学祝金、満期共済金は倍額お支払いたします。  
共済掛金の払い込みが免除となります。

進学祝金(小学校)	40万円	進学祝金(中学校)	40万円	進学祝金(高校)	120万円	満期共済金	200万円
-----------	------	-----------	------	----------	-------	-------	-------

病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限	病気 1日あたり 5,000円	がん以外1入院 200日まで通算入院日数無制限 *4
	手術したとき	日帰りから保障! 5日未満でも 5日分お支払い!	ケガ 1日あたり 5,000円	1入院200日まで 通算入院日数無制限 *4
	放射線治療を受けたとき		病気 1回あたり 5万円	60日以内のお支 払いは1回まで
	通院したとき	がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障!	病気 1日あたり 2,500円	1回の通院を初日60日まで *6 から最高30日まで、がん以外通算通院日数
	先進医療で治療等を受けたとき	ギプス固定期間も保障! *5	ケガ 1日あたり 2,500円	1回の通院を初日5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに 初日から保障します。

◎先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』  
◎先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』  
◎共済期間中の通算限度額は、2,000万円。

- \*1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- \*2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- \*3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- \*4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- \*5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靭帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- \*6 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- \*7 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。



A type

1型 / 200万円

お子様(被共済者)年齢  
0歳~12歳

契約者年齢  
制限なし

18歳満期

※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

主な保障	万一のとき	入院したとき	その他
	病気 200万円 災害 400万円 海難・交通事故 60万円上乗せ	病気 1日 5,000円 ケガ 1日 5,000円	通院 1日 2,500円 先進医療 通算 2,000万円



お子様の保障	万一の保障	病気	万一のとき	200	万円
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	200	万円	(20万円×最高5回*1)
	災害	万一のとき	400	万円	
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	400	万円	(40万円×最高5回*1)
		海難事故で万一のとき*2	60	万円上乗せ	
	交通事故で万一のとき	60	万円上乗せ		
後遺障害	後遺障害のとき*3	(1級) 200	万円	~ (12級) 4	万円

お子様の保障	医療の保障	病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障! 5日未満でも 5日分お支払い!	病気 1日あたり 5,000円 ケガ 1日あたり 5,000円	がん以外1入院 200日まで通算入院日数無制限*4 1入院200日 まで通算入院日数無制限*4
			手術したとき	病気 入院中の開頭・開胸術 20万円 ケガ 入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円 入院中の手術 10万円	外来の手術 2.5万円 外来の手術 2.5万円
			放射線治療を受けたとき	病気 1回あたり 5万円 ケガ 1回あたり 5万円	60日以内のお支払いは1回まで 60日以内のお支払いは1回まで	
			通院したとき	がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障! ギプス固定期間も保障!*5	病気 1日あたり 2,500円 ケガ 1日あたり 2,500円	1回の通院を 初日から最高30日まで、がん以外通算通院日数600日まで*6 がんは通算通院日数無制限 1回の通院を 初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで*6*7 5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに 初日から保障します。
			先進医療	先進医療で治療等を受けたとき	1回あたり 2,000万円~ 1万円	◎先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合 【先進医療にかかる技術料】 ◎先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合【1万円】 ◎共済期間中の通算限度額は、2,000万円。



18歳満期 保障内容	
子ども共済	200万円
災害死亡割増特約	有 200万円
後遺障害特約	有 200万円
医療共済(入院日額) 200日型	有 5,000円
通院特約(通院日額)	有 2,500円
先進医療特約	有

ご加入例 (一時払) (単位:円)

加入年齢	男子(被共済者)	加入年齢	女子(被共済者)
0	2,213,181	0	2,203,957
1	2,205,812	1	2,197,057
2	2,198,723	2	2,190,417
3	2,191,540	3	2,183,686
4	2,166,270	4	2,159,714
5	2,158,896	5	2,153,063
6	2,151,711	6	2,146,301
7	2,144,860	7	2,139,850
8	2,137,895	8	2,133,288
9	2,130,817	9	2,126,635
10	2,114,832	10	2,111,212
11	2,107,894	11	2,104,659
12	2,101,036	12	2,098,226

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- \*1 高度障害となった場合には、翌年以後継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- \*2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- \*3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- \*4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- \*5 頭がい、せき柱、体幹、四肢の骨折、筋、腱の断裂または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- \*6 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- \*7 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。



B type

お子さまの保障と教育資金を備えたい方に…

1型 / 100万円 お子様(被共済者)年齢 0歳~12歳 18歳満期 契約者年齢 18歳~60歳

万一のとき		入院したとき		その他	
主な保障	病気 100万円 災害 200万円 海難・交通事故 30万円上乗せ	病気 1日 5,000円 ケガ 1日 5,000円	通院 1日 2,500円	先進医療 通算 2,000万円	

進学祝金(小学校) 10万円  
進学祝金(中学校) 10万円  
進学祝金(高校) 30万円  
満期共済金 50万円

**100万円**

災害死亡割増特約 100万円  
後遺障害特約 最高 100万円

医療共済(200日型) 1日 5,000円  
通院特約 1日 2,500円  
先進医療特約 通算 2,000万円

18歳

共済掛金 (単位:円)

加入年齢	男子/契約者(親)年齢				女子/契約者(親)年齢			
	18~29歳		30~35歳		18~29歳		30~35歳	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
0	78,280	6,896	79,450	6,996	77,935	6,886	79,115	6,986
1	81,530	7,176	82,670	7,276	81,185	7,166	82,325	7,266
2	85,270	7,506	86,380	7,606	84,935	7,496	86,035	7,596
3	89,540	7,886	90,610	7,976	89,195	7,876	90,265	7,966
4	93,780	8,256	94,890	8,356	93,495	8,246	94,595	8,346
5	99,365	8,746	100,435	8,846	99,095	8,736	100,165	8,836
6	105,915	9,326	106,945	9,416	105,645	9,316	106,675	9,406
7	113,675	10,006	114,655	10,096	113,405	9,996	114,385	10,086
8	123,005	10,826	123,925	10,906	122,725	10,816	123,645	10,896
9	134,415	11,826	135,275	11,896	134,135	11,816	134,985	11,886
10	148,155	13,026	148,995	13,106	147,875	13,016	148,715	13,096
11	166,445	14,636	167,205	14,706	166,165	14,626	166,915	14,686
12	190,845	16,776	191,515	16,836	190,555	16,766	191,225	16,826

※上記は共済掛金の一例です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。



B type

お孫さまの保障をしつつ、教育資金を援助したい祖父母の方に…

1型 / 100万円 お子様(被共済者)年齢 0歳~12歳 18歳満期 契約者年齢 制限なし 一時払

万一のとき		入院したとき		その他	
主な保障	病気 100万円 災害 200万円 海難・交通事故 30万円上乗せ	病気 1日 5,000円 ケガ 1日 5,000円	通院 1日 2,500円	先進医療 通算 2,000万円	

進学祝金(小学校) 10万円  
進学祝金(中学校) 10万円  
進学祝金(高校) 30万円  
満期共済金 50万円

**100万円**

災害死亡割増特約 100万円  
後遺障害特約 最高 100万円

医療共済(200日型) 1日 5,000円  
通院特約 1日 2,500円  
先進医療特約 通算 2,000万円

18歳

共済掛金 (単位:円)

加入年齢	男子(被共済者)	女子(被共済者)
0	1,254,888	1,249,179
1	1,243,176	1,237,761
2	1,231,604	1,226,473
3	1,219,900	1,215,055
4	1,198,810	1,195,018
5	1,186,875	1,183,640
6	1,175,123	1,172,123
7	1,163,621	1,160,845
8	1,151,979	1,149,428
9	1,140,196	1,137,882
10	1,124,043	1,122,035
11	1,112,330	1,110,539
12	1,100,657	1,099,103

※上記は共済掛金の一例です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。



C type

お子さまの保障を手厚く備えて、教育資金も多く貯めたいご両親の方に…

1型 / 500万円 お子様(被共済者)年齢 0歳~12歳 18歳満期 契約者年齢 18歳~60歳

万一のとき		入院したとき		その他	
主な保障	病気 500万円 災害 1,000万円 海難・交通事故 150万円上乗せ	病気 1日 5,000円 ケガ 1日 5,000円	通院 1日 2,500円	先進医療 通算 2,000万円	

進学祝金(小学校) 50万円  
進学祝金(中学校) 50万円  
進学祝金(高校) 150万円  
満期共済金 250万円

**500万円**

災害死亡割増特約 500万円  
後遺障害特約 最高 500万円

医療共済(200日型) 1日 5,000円  
通院特約 1日 2,500円  
先進医療特約 通算 2,000万円

18歳

共済掛金 (単位:円)

加入年齢	男子/契約者(親)年齢				女子/契約者(親)年齢			
	18~29歳		30~35歳		18~29歳		30~35歳	
	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払
0	323,800	28,496	329,650	28,996	322,575	28,446	328,475	28,946
1	340,050	29,896	345,750	30,396	338,825	29,846	344,525	30,346
2	358,750	31,546	364,300	32,046	357,575	31,496	363,075	31,996
3	380,100	33,446	385,450	33,896	378,875	33,396	384,225	33,846
4	401,500	35,296	407,050	35,796	400,375	35,246	405,875	35,746
5	429,525	37,746	434,875	38,246	428,375	37,696	433,725	38,196
6	462,275	40,646	467,425	41,096	461,125	40,596	466,275	41,046
7	501,075	44,046	505,975	44,496	499,925	43,996	504,825	44,446
8	547,725	48,146	552,325	48,546	546,525	48,096	551,125	48,496
9	604,775	53,146	609,075	53,496	603,575	53,096	607,825	53,446
10	673,475	59,146	677,675	59,546	672,275	59,096	676,475	59,496
11	764,925	67,196	768,725	67,546	763,725	67,146	767,475	67,446
12	886,925	77,896	890,275	78,196	885,675	77,846	889,025	78,146

※上記は共済掛金の一例です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。



C type

払い込んだ共済掛金よりも多くの教育資金を受け取るために…

1型 / 100万円 お子様(被共済者)年齢 0歳~12歳 18歳満期 契約者年齢 制限なし 一時払

万一のとき	
主な保障	病気 100万円 災害 100万円

進学祝金(小学校) 10万円  
進学祝金(中学校) 10万円  
進学祝金(高校) 30万円  
満期共済金 50万円

**100万円**

18歳

お役立ち率 約107.0%  
小数点第二位切捨て 2020年4月現在

上記プランにおける0歳女の子の場合  
※お役立ち率は契約内容によって異なります。

一時払共済掛金 934,420円  
総受取金額 1,000,000円

お役立ち率とは?  
進学祝金と満期共済金の総受取金額を  
払込共済掛金(一時払共済掛金)で割ったものです。

共済掛金 (単位:円)

加入年齢	男子(被共済者)	女子(被共済者)
0	936,180	934,420
1	941,720	940,040
2	947,400	945,790
3	953,130	951,590
4	950,160	948,770
5	955,930	954,610
6	961,720	960,490
7	967,580	966,430
8	973,480	972,410
9	979,420	978,440
10	980,810	979,990
11	986,820	986,070
12	992,870	992,210

※上記は共済掛金の一例です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

未来 A~C type、希望 A~C type はプランの一例です。詳しくは組合までお問い合わせください。

## 1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

### (1) 共済制度の仕組み

- ① 子ども共済は、共済契約者または被共済者が共済期間内に死亡し、もしくは高度障害等の状態になられたとき、または被共済者が一定期日に生存されているときに共済金をお支払いする共済です。お子様を被共済者、ご両親のいずれかまたはご親族を共済契約者とする共済です。
- ② 子ども共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③ 共済金のお支払いについて

### ●子ども共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	子ども共済の共済金額	共済契約者
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	子ども共済の共済金額	共済契約者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態で生存していたこと。	高度障害共済金の額×10%	共済契約者
契約者死亡共済金	共済契約者が共済期間内に死亡したこと。	子ども共済の共済金額×10%	被共済者
契約者高度障害共済金	共済契約者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	子ども共済の共済金額×10%	被共済者
進学祝金	被共済者が入学年齢に達する日の翌日の属する年度の2月1日に生存していたこと。	子ども共済の共済金額×被共済者の加入年齢による支払率 ※1	共済契約者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。		

※1 進学祝金・満期共済金の支払率	ご契約時被共済者加入年齢	小学校進学祝金(6歳)	中学校進学祝金(12歳)	高校進学祝金(15歳)	満期共済金(18歳)
	0歳～3歳	10%	10%	30%	50%
	4歳～9歳	—	10%	30%	60%
	10歳～12歳	—	—	30%	70%

※契約者が死亡した場合は、それ以降の支払率が2倍となります。

### ●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×入院日数	共済契約者
入院初期特別給付金	被共済者が入院共済金の支払われる入院をし、その入院日数が5日未満となったこと。	医療共済の共済金額×(5日-入院日数)	共済契約者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額×20
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額×10	共済契約者

### (2) 共済期間

- 子ども共済の共済期間は、被共済者の18歳満期です。

### (3) 引受条件

① 契約・加入年齢	共済契約者の契約年齢	18歳～60歳	② 共済金額の最高限度額	被共済者の加入年齢	0歳～5歳	6歳～12歳
	被共済者の加入年齢	0歳～12歳		告知書扱い	告知書扱い	
				死亡共済金額(子ども共済)	500万円	500万円
				入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円

### (4) 子ども共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	500万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	1,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
通院特約	不慮の事故による通院、または疾病による入院後の通院を保障する特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

※被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引受する場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。

## 2 共済掛金について

### (1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、共済契約者の年齢、保障内容等により、共済掛金は異なります。

### (2) 共済掛金の払込期間について

- 共済期間の満了時まで、共済掛金をお払込みいただきます。

### (3) 共済掛金の払込方法について

- ① 共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ② 2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。  
\*その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

## 3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています。

## 参考資料

### 〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%

等級	後遺障害の状態	支払率
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

### 〈疾病重度障害状態〉

1	両眼の視力が0.06以下になったもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
3	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
4	そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢を手関節以上で失ったもの
6	1上肢の用を全く永久に失ったもの
7	両手の手指の用を全く永久に失ったもの
8	1下肢を足関節以上で失ったもの
9	1下肢の用を全く永久に失ったもの
10	両足の足指の全部を失ったもの
11	精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。)を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
12	中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
13	肺機能に著しい障害を残したもの

14	心臓疾患により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
15	じん臓の機能を失ったもの
16	肝臓の機能に著しい障害を残したもの
17	人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
18	インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
19	じん臓移植を受けたもの(自家じん臓移植を除きます。)
20	肝移植を受けたもの
21	心臓移植を受けたもの(心臓弁移植を除きます。)
22	肺移植を受けたもの
23	すい臓移植を受けたもの(すい臓移植を除きます。)
24	小腸移植を受けたもの
25	すい臓の全摘出術を受けたもの
26	ぼうこうの全摘出術を受けたもの

※契約者が死亡した場合又は、契約者と被共済者のいずれかがケガにより所定の後遺障害の状態となった場合もしくは、病気により重度の障害状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

### 〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内※に通院したとき。  
※悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

### 〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。



この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

## 1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

### (1) 共済制度の仕組み

- ①一時払こども共済は、被共済者が共済期間内に死亡し、もしくは高度障害等の状態になられたとき、または被共済者が一定期日に生存されているときに共済金をお支払いする共済です。お子様、お孫様等を被共済者、ご両親のいずれかまたはご親族を共済契約者とする共済です。
- ②一時払こども共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

### ●一時払こども共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	一時払こども共済の共済金額	共済契約者
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	一時払こども共済の共済金額	共済契約者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以降5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態でご生存していたこと。	高度障害共済金の額×10%	共済契約者
進学祝金	被共済者が入学年齢に達する日の翌日の属する年度の2月1日に生存していたこと。	一時払こども共済の共済金額×被共済者の加入年齢による支払率※1	共済契約者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。		

※1 進学祝金・満期共済金の支払率	ご契約時被共済者加入年齢	小学校進学祝金(6歳)	中学校進学祝金(12歳)	高校進学祝金(15歳)	満期共済金(18歳)
	0歳～3歳	10%	10%	30%	50%
	4歳～9歳	—	10%	30%	60%
	10歳～12歳	—	—	30%	70%

### ●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×入院日数	共済契約者	
入院初期特別給付金	被共済者が入院共済金の支払われる入院をし、その入院日数が5日未満となったこと。	医療共済の共済金額×(5日-入院日数)	共済契約者	
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	共済契約者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額+医療共済の共済金額×20	
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額×10	共済契約者	

### (2) 共済期間

- 一時払こども共済の共済期間は、被共済者の18歳満期です。

### (3) 引受条件

①加入年齢	被共済者の加入年齢	0歳～12歳	②共済金額の最高限度額	被共済者の加入年齢	0歳～5歳	6歳～12歳
					告知書扱い	告知書扱い
				死亡共済金額(こども共済)	500万円	500万円
				入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円

### (4) 一時払こども共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	500万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	1,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
通院特約	不慮の事故による通院、または疾病による入院後の通院を保障する特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

※被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引受する場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。

## 2 共済掛金について

### (1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、保障内容等により、共済掛金は異なります。

### (2) 共済掛金の払込方法について

- 共済掛金の払込方法は一時払、医療共済及び付帯する特約は全期前納払に限りです。
- ※その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

## 3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したのではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。
- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています。

## 参考資料

### 〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%

等級	後遺障害の状態	支払率
第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

### 〈疾病重度障害状態〉

1	両眼の視力が0.06以下になったもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
3	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
4	そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢を手関節以上で失ったもの
6	1上肢の用を全く永久に失ったもの
7	両手の手指の用を全く永久に失ったもの
8	1下肢を足関節以上で失ったもの
9	1下肢の用を全く永久に失ったもの
10	両足の足指の全部を失ったもの
11	精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。)を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
12	中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
13	肺機能に著しい障害を残したもの

14	心臓疾患により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
15	じん臓の機能を失ったもの
16	肝臓の機能に著しい障害を残したもの
17	人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
18	インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
19	じん臓移植を受けたもの(自家じん臓移植を除きます。)
20	肝移植を受けたもの
21	心臓移植を受けたもの(心臓弁移植を除きます。)
22	肺移植を受けたもの
23	すい臓移植を受けたもの(すい臓移植を除きます。)
24	小腸移植を受けたもの
25	すい臓の全摘出術を受けたもの
26	ぼうこうの全摘出術を受けたもの

※被共済者がケガにより所定の後遺障害の状態となった場合又は、病気により重度の障害状態となった場合には、医療共済および付加する特約の共済掛金の払込みは免除されます。

### 〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限りです。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日の翌日から120日以内※に通院したとき。  
※悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

### 〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。